**小諸市民等による会見場としての小諸市庁舎利用要領**

小諸市民、小諸市内の事業者等が小諸市庁舎内の展示情報コーナー又は会議室を会見場所として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 備考 |
| 会見会場 | 小諸市役所１階展示情報コーナー又は会議室 |  |
| 会見時間 | 市役所開庁日の午後１時～午後５時15分までの間で、準備及び片づけを含めて１時間以内とする。 |  |
| 予約期間 | 会見の１カ月前から１週間前までの間に申請 | 別途様式 |
| 開催告知 | 報道機関等に対し、会見の告知を市が代行する場合は、告知する内容を工業規格Ａ４版の用紙１枚にまとめ、会見の１週間前までに市へ提出するものとする。 | 原則紙媒体に限る。 |
| 備品貸出 | 会見に要する机・椅子等の備品は市の業務に支障のない範囲で使用することが出来るものとする。 |  |
| 禁止事項 | 市役所の他の利用者に迷惑をかける行為をしてはならない。また、次に掲げる内容での使用は認めない。  ・法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの  ・公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの  ・政治性又は宗教性のあるもの  ・人権を侵害する恐れがあるもの  ・青少年の健全育成の観点から適切でないもの  ・消費者保護の観点から適切でないもの  ・発表する内容が虚偽又は誇大なもの  ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類似するもの |  |
| 注意事項 | ・展示情報コーナーを占用する展示を行っている期間は会見場としての使用が制限される場合がある。  ・市の施設、備品等を破損した場合は、原状回復しなければならない。  ・会見の開催に関して生じたトラブルについて、市はその責めを負わない。 |  |

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

（別紙様式）

記者会見場使用申請書

年　　月　　日

（宛先）小諸市長

　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　住　所：

　　　　　　　　　　　　　　氏　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　電　話：

小諸市の施設を記者会見場として使用したいので申請します。

使用日：　　　　　　年　　　月　　　日

時　間：　　　時　　分から　　時　　分　**※１時間以内に限る**

　　会　場：

　　内　容：

　小諸市民等による会見場としての小諸市庁舎利用要領を理解し遵守します。

　また、会見の開催等に関し、受けた指示に従います。